

【補充原則 4-11-③ 取締役会全体の実効性についての分析・評価】

当社取締役会は、継続的な実効性向上に取り組むために、第三者機関の支援のもと、取締役会の実効性に関する分析・評価を実施しております。

本年度は、代表取締役、社外取締役および監査役全員を対象に、アンケート調査および個別インタビューを実施し、上場企業としてのガバナンス体制、経営における“攻めと守り”、指名・報酬、ステークホルダーとの対話、および取締役会の運営について評価を実施しました。

その結果、当社取締役会は、「おおむね実効的に機能している」との評価に至っております。

一方で、リスクマネジメントに対する監督等取締役会のモニタリング機能について改善余地があることが認識され、改善していくことが2019年5月開催の取締役会において確認されました。

当社は、今後も取締役会の実効性評価を継続していくことにより、取締役会の実効性のさらなる向上に努めてまいります。